

2019年11月20日

柏市長 秋山浩保 様

## 2020年度 市民ネットワーク・かしわ予算要望書

はじめに

市民の声を聞き、市民とともに考え、政策に活かしていく自治体でなければ、市民の暮らしを守ること  
はできません。経済的発展は日々の暮らしの安定があってこそ成し遂げられるものであり、すべての市  
民が孤独にならないセーフティーネットの構築が求められます。支援が必要な人には手を差し伸べ、  
格差のない社会をつくること、一人一人の気持ちに寄り添い、その人らしく生きられる社会の実現こそ、  
柏市に最も大切にしてほしいことです。

私たち市民ネットワーク・かしわでは、地方政治のあるべき姿について、市民とともに考え提案してきま  
したが、それを元に2020年度の柏市予算編成にあたっての要望書をまとめました。

誰もが「住んでよかった」「住み続けたい」と思える柏市の実現のため、後述する項目について予算  
へ反映いただけますよう要望いたします。

なお、この要望書はデータでも送付いたしますので、各課の実施状況、進捗について記入し、返信い  
ただけるようお願いいたします。

市民ネットワーク・かしわ

柏市柏 5-8-15

TEL 04-7166-6648

FAX 04-7166-6716

## まちづくり

- 柏駅西口北地区再開発事業は、膨大な市税が補助金として投入される財政面からも、多くの市民が利用する駅前の立地面からも、地域住民だけではなく柏市民全体にとっての大きな課題であるため、準備組合の事業計画案が定まる前であっても、随時その経過を市民に説明していくこと。
- これまで市の予算を使って作られた事業化推進委託報告書など、全ての書類について黒塗りせずに公開すること。
- 準備組合が事業計画案を示したら速やかに、将来の地域環境、教育や福祉などの市の施策に与える影響について検証し、市民に公開すること。
- 準備組合が事業計画案を示したら速やかに、広く市民を対象に、説明会ではなく公聴会を行うこと。
- 準備組合が事業計画案を示したら速やかに、市の財政に与える影響を検証し、公開すること。
- 補助金額については、補助金要綱や法律の上限額にとらわれず、市の長期的な財政への影響を勘案して検討すること。
- 地域別の将来人口推計を鑑み、柏の葉キャンパス地区と柏駅周辺の二極集中政策を改め、急激な人口増加が見込まれる地域の人口増加を抑え、急激な人口減少が見込まれる地域の人口減少を緩やかにするための施策を行うこと。
- 空き家をリフォームして住居や居場所事業などに活用する場合の補助金を設けるなど、積極的に空き家対策を行うこと。アパートなどの集合住宅を含めて計画を行うこと。
- 地域住民福祉の観点から、コミュニティバスの実現を検討すること。また、市民ニーズの高い市立病院や市役所などを通るルートを検討すること。
- 高齢者の運転免許の自主返納が進むよう、タクシーやバスの割引等、市独自の返納への優遇策を進めること。
- 老朽化した市立病院を早期に現在地で建て替えるため、具体的な計画を進めること。
- 規模、蔵書数、司書数も含め、人口 42 万人の中核市に相応しい中央図書館の創設を目指し、具体的な計画を進めること。
- 受益者負担の考え方を再検討し、市民の生活施設として公共性の高い駐輪場の受益者負担率を、野球場やバーベキュー広場などのレクリエーション施設よりも軽く設定すること。特に、通勤や通学で利用する年間利用と、買い物などで利用する一時利用について分けて考えること。
- 市有施設のトイレの洋式化を進めること。  
特に、1 つも様式がない施設や公園のトイレや、多くの市民が利用する市役所1階の洋式化は早急に進めること。

## 人権擁護

- 本市の事業を受託した事業者について、労働者個人に対して、支払い賃金の調査を行うこと。
- 本市の事業を受託した事業者の全ての労働者が十分な賃金を得られるよう、公契約条例の制定を検討すること。
- 全ての施策が柏市人権擁護指針に沿って取り組まれるよう、全課が対応の見直しを行うこと。特に窓口業務等、市民と直接相対する職員は、人権擁護指針に目を通すこと。
- 子どもをあらゆる人権侵害から救済し、子どもの人権が守られるように、子どもが関わる施策(生活保護や家庭児童相談等)ではアドボケイトの理念を持って、子どもの意見を聞くこと。
- 市役所職員からの公益通報窓口として、行政内部の人事課だけではなく、弁護士等外部の通報窓口を設けること。
- 内部通報制度を非正規職員も含めて全職員に周知させ、十分に機能させること。また通報者の不利益にならないよう特段の配慮をすること。また、不受理の場合はその理由を公表すること。
- 市役所職員からの公益通報窓口となる人事課では、通報対応に必要な適正及び知識を持つ職員の育成のため、必要な研修等を行うこと。
- 外部の労働者からの公益通報窓口として、通報対応に必要な適正及び知識を持つ職員の育成に必要な研修等を広報広聴課で行うこと。

## 防災

- 市営施設のガラス飛散防止対策を進めること。  
特に小中学校の普通教室など、子ども施設を優先して予算を付けること。
- 公共施設の減災対策については、公共施設等低炭素化指針のような統一的な指針を作り、全庁的に進めていくこと。
- 通電火災を防ぐため、住宅密集地域への感震ブレーカー無償配布や設置補助制度を創設すること。
- 補助金の増額や、補助金の対象を地域団体へも広げることなど、基準に満たない危険なブロック塀撤去が更に進むよう、施策を講じること。
- 市庁舎等、公共施設のエレベーターの中には、大地震などの際の閉じ込めを想定して、飲料水や簡易トイレ、懐中電灯などの非常用備蓄品を備えること。同様に一般建築物のエレベーターにも非常用備蓄品を準備するよう啓発すること。
- 長期的な停電に備え、公共施設における非常用発電機と燃料の備えを充実させること。
- 長期的な停電に備え、医療機関や福祉施設への電源車の優先配置など、想定と計画を行うこと。

●指定避難所全てに避難所運営組織が結成され、地域ごとの避難所開設運営マニュアルを作ることができるよう、避難所運営組織結成の手引きを作成して、自主防災組織や施設管理者に呼び掛けること。

●各避難所運営組織がつくる避難所開設運営マニュアルが、高齢者・障害者・女性・子どもなど生活弱者への配慮がされたものになるよう、具体的な例を用いて示すこと。

●各避難所施設管理者不在時の災害でも、地域住民が迅速に避難所運営の初動体制を作れるように、避難所開設運営マニュアルは避難所の誰もがわかりやすい場所に設置し、体育館の鍵の管理者などの地域団体等に配布すること。

●大規模災害が起きた場合の障害等を持つ被災者について、被災地の体験談や専門家の意見を元に福祉避難所の開設と受け入れまでの想定を行い、福祉避難所協定締結者や一時避難所運営者が参考にできる福祉避難所開設運営マニュアルを策定すること。また、障害等を持つ被災者の避難を想定した訓練を行い、課題を洗い出すこと。

●地域防災計画の改定は、熊本地震で課題となった車中泊や自宅避難者への対応など、近年の災害で得られた教訓を反映し、国際的な水準であるスフィア基準を参考に改善すること。

●土砂災害警戒区域や浸水想定区域の住人に、避難情報の意味と避難のタイミングについてわかりやすく周知し、危険な状態になる前に避難行動を起こす住民を増やすこと。

●降水量が1時間に50ミリメートルを超えるようなゲリラ豪雨が年々増加する一方、宅地造成によって雨水が地下へ浸透せず、下水道や河川などに一気に流出するため、浸水被害が起こりやすくなっている。下水道、河川等への雨水の集中的な流出を抑制するため、浄化槽転用型雨水貯留施設や雨水タンクなど雨水貯留施設設置費に対して助成を行うこと。

●前年踏襲で行われていることの多い学校での防災訓練や防犯教育を抜本的に見直し、子どもたちが身の安全を守るために最適な行動を起こし、危険を回避する能力を養える内容に改善すること。

●平日の昼間に大地震が起こり、公共交通がマヒした場合、保護者がなかなか子どもを引き取りに来られなくなるであろう状況を想定し、対応するための引き取り訓練を実施すること。

●東海第二原発で事故が起きた場合の柏市の被害状況や、周辺自治体からの避難者受け入れなどの対応策を具体的に検討し、再稼働に反対の意思を示すこと。

## 犯罪被害者支援 再犯防止・更生支援

- 振り込み詐欺だけではなく、様々な犯罪被害者支援を想定した条例を制定し、相談窓口の設置、警察や弁護士会、支援センターなどとの連携、見舞金支給、転居費用の助成、公営住宅への優先的な入居、病院への付き添いや送迎、家事、育児、介護などの生活支援、心理相談など、支援策を検討すること。
- 刑務所出所者の再犯を防ぎ、更生させるために、依存症に対する保健指導、健康相談、就労支援や、生活支援など、必要な支援策を検討し、包括的に支援できる体制を構築すること。

## 広聴・広報・情報公開

- 広報かしわと議会広報、選挙広報を全戸配布にすること。
- 広報紙以外にも、市民が目にする可能性がある啓発物やパンフレット、各種手続き書類にはユニバーサルデザインフォントの採用に努めること。
- 市民が目にする可能性のある啓発物やパンフレットは、発行日と発行責任部署の記載を徹底すること。なお、年号は和暦だけでなく西暦も併記すること。
- 市民に向けた啓発物やパンフレットを作る全ての部署での職員の広報力向上のため、研修体制を強化すること。
- 学校を通して子どもや保護者に配布される広報物選定においては、柏市の公共施設への配架基準を参考にして明確な基準を設け、教育・福祉に寄与する地域活動と連携すること。一般事業者による営利目的の広報物を配布しないこと。
- 行政資料の見直しを図り、常にペーパーレス化に努めること。
- 審議会の議事録は、終了後2週間以内に行政資料室に配架し、市ホームページで公開すること。
- 情報公開請求の手続きを速やかに進め、2週間以内に開示すること。不開示の際はその理由を明確に示すこと。
- 重要施策の決定に際しては、その都度市民が直接意見を述べることのできる場(タウンミーティングなど)を設置すること。

## 性別にとらわれない社会づくり

- 同性パートナーシップ制度など、性の多様性を尊重し、差別をしないための施策を進めること。
- 当事者や支援者など、性的マイノリティの実情に精通した相談員を男女共同参画センターに配置し、相談支援を行うこと。
- 男性の育児休業取得を促進し、子育て世帯の仕事と育児の両立を支援するため、育児休業の取得が難しいとされる市内の中小企業等に勤務する男性と事業主に対し、育児休業取得に係る奨励金を支給する制度を創設すること。
- 市の男性職員の育児休業取得を促進するため、国同様、1 か月の取得を原則とし、人事評価に反映して実効性を高めること。

## 誰もが安心して暮らせるまちづくり

- 総合防除の考え方に基づいて公共施設における薬剤使用に関する基本方針を策定するなど、化学物質過敏症やシックハウス症候群患者でも安心して公共施設を利用できるような体制づくりを進めること。
- 学校や保育園、学童保育、児童センターなどの子ども施設に置いては、子どもたちの化学物質暴露を極力抑えるように、運営を見直すこと。
- 身寄りのない高齢者の孤立死、孤独死を防ぎ、生前の意思に沿った終末医療や葬儀を行うことができるように、横須賀市のエンディングサポート事業等を参考に、財産管理・相続・納税・エンディング等に関する啓発を行い、総合的な窓口を設置すること。
- 今後増えていくと予想される認知症、知的障害、精神障害など、自分で十分な判断をすることができない方の権利や財産を守り、法的に支援するため、品川区等を参考に成年後見人を増やすための取り組みを行うこと。
- 市が行う各種相談事業について取りまとめて精査し、市民から見てわかりやすい分野横断型の相談体制をつくること。  
特に発達障害・知的障害などを持つ子どもについて、保健所・教育委員会・児童相談所・保健福祉部・こども部などに相談機能が分散し、連携が十分とは言えない現状について改善すること。
- 法定雇用率に換算される週 20 時間以上の就労だけでなく、超時短勤務も促進するなど、障害特性に合わせた多様な働き方ができる障害者雇用推進施策を検討していくこと。
- DV 被害経験者や男性に対しての苦手意識のある引きこもりの女性は、男女問わない相談支援には繋がりにくいことを踏まえ、女性若年無業者の実態調査を行い、女性に特化した自立支援、社会参加の準備の場を作ること。
- 高齢独居や困窮、障害等、賃貸への入居が困難な市民への居住支援施策を講じ、住宅セーフティーネットを形成すること。  
特にすでに千葉市や船橋市が導入している家賃責務保障契約助成を早急に開始すること。
- 柏市に居住する外国籍の子どもの就学状態の把握に努め、就学を支援すること。

- 日本語に不自由な転入者に、多言語の案内を確実に手渡すこと。

## 困難に直面する子どもたちの支援

- 子どもの貧困について学年を決めた全数調査を毎年行うなど、各取り組みをPDCA サイクルで見直し、改善に繋げること。  
こども福祉課以外の課も主体的に貧困対策を進めるよう、各課の課題と目標を明確にして取り組むこと。
- 柏市子どもの生活・学習支援事業について、地域のボランティア団体や小規模塾などと連携し、早期に全小学校区に広げること。
- 学習支援を行う地域団体が増えているが、子どもたちや保護者へ周知されていない現状がある。社会福祉協議会がまとめたチラシを学校や保育園・幼稚園で配布するなど、連携して啓発に努めること。
- こども食堂を行う地域団体が増えているが、子どもたちや保護者へ周知されていない現状がある。社会福祉協議会がまとめたチラシを学校や保育園・幼稚園で配布するなど、連携して啓発に努めること。
- 東葛地域のこども食堂が連携して「どうかつ草の根フードバンク」の取り組みが始まった。企業などの応援があり、食料が集まってきているが、柏市内では効果的な活用にまだ繋がっていない。行政として可能な連携を関係各所と協議し、取り組みを支援していくこと。
- 制服を用意する費用が用意できずに悩む子ども、保護者が少なからずいることがわかっている。各中学校や PTA で独自にリユースに取り組んでいるが、残念ながら困窮する 6 年生児童と保護者にその情報が届いていない。関係各所と協議し、改善を行うこと。
- 小中学校においてヤングケアラーの実態調査を行い、支援に繋げること。
- 困窮や軽度の知的障害、虐待、ネグレクトなどから孤立する若年女性が性的搾取に繋がる現状を把握し、福祉的な視点での補導を行うなど、アウトリーチ型の支援を行うこと。
- 保護者の付き添いがなくても、医療的ケアが必要な子どもが希望する保育園・認定こども園等に通えるよう、看護師の配置を増員するなど、必要な支援を行うこと。
- 医療的ケアを必要とする子どもが、学校を卒業した後の通所先の確保に努めること。
- 家庭養護推進のため、里親支援団体等と連携し、里親普及啓発活動、特に市内で里親説明会などを開催すること。
- 近隣の児童養護施設や児童自立支援施設などの退所者を対象とした支援策を行うこと。

## 子ども施設の整備と運用

- 近隣市町村から見ても高い、柏市の学童保育利用料金を引き下げること。
- アレルギーや宗教的理由等でおやつが食べられない子どもに配慮し、こどもルームの保育料とおやつ代を分けて徴収すること。
- こどもルームのおやつ選定にあたっては、学校給食や保育園給食を参考に、合成着色料や保存料、香料などを含まないものにするなど基準を設け、指導員任せにしないこと。
- 予防接種を受けない子どもを入園拒否しないよう、全保育園とこども園、特に私立認可保育園にも、毎年周知徹底すること。
- 保育園の施設整備については、現場からの修繕・改修要望に応えるため、予算を拡充すること。
- 保育園、学童保育、児童センターなどの子ども施設で、化学物質過敏症を誘発する化学香料を使用した芳香剤などを使用しないこと。
- 保育園、学童保育、児童センターなどの子ども施設で、刺激の強い抗菌剤を含む手洗い洗剤を使用しないこと。
- 保育園、学童保育、児童センターなどの子ども施設で、PRTR法で規定される指定化学物質(特に第一種指定化学物質)を含む洗剤等を使用しないこと。
- 感染症対策のため、保育園、学童保育、児童センターなど子ども施設の温度と湿度の把握を行い、冬季の乾燥対策を行うこと。

## 切れ目のない子育て支援

- はくはく広場など、子どもの遊び場としていつでも気軽に立ち寄れ、相談できる居場所を拡充すること。
- 妊娠子育て相談センターは中心地区に偏っているため、北部地域、南部地域にも拡充すること。
- 産前産後の支援として、低料金で気軽に利用できる家事支援を行うこと。(社会福祉協議会が現在行っているさわやかサービスの産前産後支援は、年会費が必要で、ファミサポより利用料金も高く、気軽に利用できない。)
- 多胎妊産婦の肉体的・精神的・経済的負担は過度に大きく、育児ノイローゼや虐待、自死のリスクが非常に大きいことがわかっている。家事サービスやファミサポを無料で利用できるようにするなど、多胎妊産婦への産前産後支援を特に手厚く行うこと。
- ダブルケアを行いながら働くなど、過酷な生活環境の保護者に対して、保育園入所の優遇や、ファミサポ利用助成など、必要な支援を検討すること。
- 学級閉鎖中の低学年児童の保育に対して、必要な支援を検討すること。(ファミサポ利用助成など)



●ファミリー・サポート・センター事業については、入会金と年会費、入会説明会がなくなるなど、利用者の利便性が高まったが、保護者の冠婚葬祭や急用、保護者自身が病気の時の預かりなど、事前打ち合わせが困難な場合の利用が難しい。岐阜市では通常と緊急時の預かりや送迎についての利用料金や対応を分けることで、緊急時も利用できるようにしている。このような先進事例を研究し、更に利用しやすい事業を目指すこと。

## 子どもの居場所づくり

●柏市が進める放課後子ども教室は学習支援に活動が限定されているが、国が進める本来の放課後子ども教室の目的に沿い、子どもがのびのびと安心して過ごせる放課後の居場所づくりを進めること。

特に、自主性を育む時期である高学年児童のこどもルーム以外の居場所のひとつとして、放課後こども教室を拡充すること。

●子どもが歩いて行ける地域の中に、いつでも利用できる居場所があることがとても重要であり、児童センター等を拡充すること。新設が難しくとも、既存の近隣センターやふるさと会館など、地域のコミュニティスペースの一部開放など、様々な方向性で検討を進めること。

●中高生の放課後の居場所の一つとして、スケートボード、ストリートバスケ、ダンスなどができる屋外施設を整備すること。

●飲食できて、出入り自由で、駅から近いなど、中高生の子どもたちが利用しやすい屋内施設を整備すること。

●公共施設管理計画における市民プールの削減については、地域住民の意向を十分調査して、検討し直すこと。

●現行の市民プールの利用期間や利用時間等を見直すこと。

特に、都合を合わせにくい2時間の完全入れ替え制についての見直しを図ること。

●利用者が大変多いじゃぶじゃぶ池と同じような施設を他の地域でも増やしていくこと。

●利用者的大変多いじゃぶじゃぶ池の利用期間を増やし、休業日についても見直していくこと。

●公園に設置されたミストは、利用時間を限定するのではなく、センサー反応式や自動止水機能が付いた手動式にするなど、地域の子どもの利用しやすい形に改善すること。

## 保健衛生

●ワクチンに関しては、接種勧奨と同時に副反応被害の情報提供を行うこと。

特に、同時接種後に多発している死亡事故について、医療機関と保護者に周知すること。

●子宮頸がんワクチンの当事者と保護者向けリーフレットに、医療者向けリーフレットにある学習障害等の副反応情報と、アレルギーの禁忌事項も盛りこみ、的確な情報提供に努めること。

●ワクチンの副反応は接種直後だけではなく、様々な副反応の種類があることから、医師にも保護者にも見逃されるケースが

多々ある。医師からの報告制度も不十分である現状から、子宮頸がんワクチン接種者の実態調査を行うこと。

●3歳児検診や学校歯科検診などで口腔崩壊状態の子どもがいた場合はネグレクトが疑われることから、保健指導だけではなく、家庭児童相談室や児童相談所と連携し、子どもの保護や生活改善指導を行うこと。

●フッ素塗布事業の受診券には、WHOが6歳未満の子供のフッ素洗口を禁止、塗布も一般的に中止すべきという警告を出し、日本でもフッ素洗口、塗布用医薬品が薬事法上劇薬指定されているなど、有効性だけではなく危険性も明記すること。

●学校での集団フッ素洗口を行わないこと。

●感染に気付かず発症してしまう割合が高齢者に大きいことから、様々な年齢層に向けたHIV感染予防の啓発を行うこと。

●市内医療従事者や福祉関係者、市職員へ、HIV感染者への偏見や差別を防ぐ正しい情報の周知を行うこと。

●保健所でエイズ(HIV)検査や性感染症検査を、無料、匿名で受けられることが一般に知られていないので、積極的に啓発すること。特に中高生への啓発を行うこと。

●精神疾患という認識が低い、各種依存症と相談窓口についての啓発を進めること。

市のHPなどで、アルコール・ニコチン依存以外についても相談窓口や当事者の会などの情報提供を行うこと。

●多剤服薬のリスクを市民に啓発し、市内医療機関や薬局に6種類以上の薬を服用する患者の処方を見直すよう求めること。

●ウイルス性の感染症に抗微生物薬を投与しても効かないことを市民に啓発し、市民が求めても処方しないよう医療機関に求めること。

●不妊で悩む方への施策は、身体的にも精神的にも大きな負担がある不妊治療の助成だけではなく、相談事業を行い、不妊治療を検討する市民や不妊治療中の市民に、医療機関とは違う視点での幅広い情報提供を行うこと。

●日本では男性不妊に対する認識が不足している現状であり、男性不妊の治療に十分な知見を有する医療機関も少ないことから、男性不妊の可能性や改善策、適切な医療機関情報などを積極的に啓発すること。

●手指衛生の観点から、「日常手洗い」ではせっけんと流水での手洗いを推奨し、刺激が強い抗菌剤を含む手洗い洗剤を安易に推奨しないこと。

●甲状腺超音波検査の実施については、助成対象者全員への個別通知や、学校メーリングリストの活用などにより、対象者の周知に積極的に努めること。

## 消費者教育

●衣料用洗剤や柔軟剤などの香料が、化学物質過敏症などの健康被害を引き起こすことを知らせるポスターを公共施設に掲示し、使用を控えるよう啓発すること。

- 農薬、特に世界的に使用抑制が呼び掛けられ、禁止国もあるグリホサートや類似物質を除草剤として各家庭で簡単に使ってしまう日本の現状から、使用量削減のため市民への啓発を行うこと。
- 水生生物に悪影響を及ぼす PRTR 法指定化学物質を含むことがほとんどの合成洗剤ではなく、確実にこれらを含まない無添加石けんの優位性について、消費者教育を行うこと。
- フェアトレードについての消費者教育と啓発を行うこと。
- バーチャルウォーターについての消費者教育を進め、地産地消を啓発すること。
- 大規模なプランテーション開発など、生物多様性を無視した画一的な農業が起す環境破壊と、紙パルプやパーム油といった原材料を輸入する日本関連性について消費者教育を進め、環境に配慮した商品の認証制度を啓発すること。
- マイクロプラスチックの海洋汚染についての消費者教育を行い、使い捨てプラスチック製品や、微細すぎて下水処理施設をすり抜けてしまう化学合成繊維製品を使わない暮らし方の啓発を進めること。
- マイボトル、マイ箸、マイバック持参、コンポストなど、市民ができるごみ減量策を積極的に啓発すること。
- 食品に含まれる添加物の種類と目的、規制の歴史や表示についての消費者教育を行うこと。
- 遺伝子組み換えやゲノム編集について、世界の規制と日本の対応についての消費者教育を行うこと。

## 環境政策

- 会議・審議会や、イベントでのペットボトル飲料の支給をやめ、マイボトル持参を呼び掛けること。
- リユース食器利用助成事業を行い、地域の祭りなどでリユース食器を活用するよう、地域団体への啓発を行うこと。
- 雨水貯留タンクの設置、浄化槽の雨水貯留槽への改造工事、雨水浸透ますの設置工事への助成を行うこと。
- PRTR 法で規定される指定化学物質の排出抑制に努めること。  
生き物多様性プランの見直しにあたっては、これを盛り込むこと。
- 農薬、特に世界的に使用抑制が呼び掛けられるネオニコチノイド系農薬や、グリホサートなどを、公共施設や公園、街路樹等で使用しないこと。  
生き物多様性プランの見直しにあたっては、これを盛り込むこと。
- 学校給食・保育園給食の廃油からリサイクルせっけんを作り、それを公共施設で使うなど、市内 NPO などと連携し、柏市ならではの資源循環施策を構築すること。

- 8000Bq/kg以下の放射性物質を含んだ除去土壌を公共事業で再生利用する方針の撤回を国に求めること。  
また市の公共事業に利用しないこと。

## 農業政策

- 主要農作物種子法の廃止や、種苗法改訂によって、優良な種子の安定供給が損なわれないよう、県へ要請すること。
- 主要農作物種子法廃止の撤回を国に呼び掛けること。
- 農薬、特に世界的に使用抑制が呼び掛けられるネオニコチノイド系農薬や、グリホサートなどの使用量削減のため、農業者や家庭菜園に関わる市民への啓発に努めること。
- 有機農業推進のため柏市独自の支援策を拡充すること。
- 学校給食の材料として無農薬・減農薬の米・野菜の利用を増やすこと。

## 学校教育における子どもの貧困対策

- 就学援助認定のための算定方法については随時見直し、申請理由の要件を広げること。  
例)千葉市:税の非課税や減免、国保料の減免、生活福祉金貸付、ハローワーク登録、障害者加算など。
- 就学援助に係る就学旅行費、校外活動の見学料の上限額を各校に周知し、限度内で計画すること。
- 就学援助への児童会費、生徒会費、部活動補助費の項目追加を検討すること。
- 小学校の体操服は全校で学校指定品を止めること。
- 小中学校の体操服やジャージは、全校で名前刺繍を止めること。
- 算数セットは全て学校備品とし、保護者の経済的負担を削減すること。
- 鍵盤ハーモニカは学校備品とし、吹き口のみ個人購入にすること。
- 制服費用の学校格差が大きくなるように、毎年教育委員会でチェックし、高額な制服があれば改善を図ること。
- 制服やジャージの指定ボタン、校章や名前の刺繍などを廃止し、リユースを進めること。
- 各中学校やPTAで行う制服リユースの取り組みは、生活保護世帯と児童扶養手当受給世帯の6年生児童に優先して情報提供すること。

- 宿泊学習にかかる費用や徴収方法などについては、毎年担当課で把握し、価格差などの問題があれば是正を指導すること。
- 宿泊学習にあたっては、保護者からの費用徴収を、一括ではなく分割で行うよう全校に指導すること。
- 宿泊学習にあたっては、準備品の購入が困難などの理由で困窮家庭の子どもが参加できないことがないよう、各校に配慮を促すこと。(できるだけ新たに購入しなければならないようなものを持ち物に求めない)
- 宿泊学習にあたっては、班行動の費用を旅行費用に組み込むなど、旅行時の経済負担の軽減を全校に指導すること。
- 運動部のユニフォームを貸与制にし、練習着は自由にするなど、保護者の経済負担を抑えるよう指導徹底すること。
- 文化部の楽器なども貸与制にし、個人購入をむやみに勧めないよう、指導徹底すること。
- 練習試合など、市内の近隣校を基本とし、交通費の保護者負担を抑えるよう指導徹底すること。

## 学校教育における困難な状況の子どもへの支援

- 全中学校区に一人ずつのスクールソーシャルワーカーの設置目標に向けて、推進すること。
- スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士等の資格保持者を配置し、研修体制を強化すること。
- 県配置のスクールソーシャルワーカーとの連携を進め、中学校卒業後についても見守りを行うこと。
- 学校歯科検診で口腔崩壊状態の子どもがいた場合、ネグレクトが疑われることから、スクールソーシャルワーカーや家庭児童相談室、児童相談所と連携し、生活改善に努めること。
- 学校給食費は公会計に改め、給食費未納家庭を市が把握すること。未納の裏には経済的困窮やネグレクト、保護者の理解不足なども考えられることから、福祉的知識の豊富な職員が対応すること。
- ヤングケアラーの実態調査を行い、福祉機関と連携して支援に繋げること。
- 柏市内のフリースクールと学習相談室、適応指導教室等、不登校の児童生徒に関わる機関との連携協議会を作り、定期的な情報交換や今後の施策の協議を行うこと。
- 学習相談室をふやし、保護者の送迎がなくても子どもたちが通えるようにすること。
- 適応指導教室と学習相談室は市内在住の子どもを全て受け入れること。
- 不登校児童生徒にも、進路相談など、重要な情報を確実に周知すること。
- スクールカウンセラーを全校週に1回配置し、相談室は職員室などから隔離すること。
- 学習支援活動を行う地域団体と連携して、不登校の児童生徒の学ぶ場を地域に拡充すること。

- いじめの定義と適切な対応について、繰り返し全ての教職員に周知徹底すること。
- 医療的ケアが必要な子どもが、保護者の付き添いがなくても希望する学校に通えるよう、看護師の配置を拡充すること。
- 障害児の就学先の決定は、子ども本人や保護者の意向を尊重し、通常学級を希望する場合は、施設の整備及び人員の確保を行い、受け入れること。
- 支援員配置や校舎の改修などの合理的配慮を進め、通常学級に通える障害児を増やしていくこと。
- 妊娠した生徒に対して安易に休学や退学を勧めることはせず、体育を座学で行うなどの配慮をしつつ、必要な学力を伴った状態で卒業できるよう対応すること。

## 開かれた教育

- 教科書の選定にあたっては、東部採択地区の採択協議会を傍聴できるようにし、議事録のHP公開を行うよう求め、我孫子市教育委員会と協議すること。
- 教科書展示会では、閲覧者の意見を自由記述式で募り、採択協議会で情報共有すること。
- 教科書展示会開催の周知を、1か月前には市HPで行うこと。
- 道徳の授業の実施にあたっては、固定的な道徳感の押し付けが行われないよう、答えを用意せずに、子どもたちに考えさせる内容にすること。少数意見を否定しないよう、徹底すること。

## 学校給食

- 学校給食においては、文科省の米飯給食の推進の通知に沿って、米飯割合を週4回程度に上げること。
- 学校給食においては、調味料や加工品の遺伝子組み換え食品、人工甘味料、合成着色料、香料の使用状況を把握し、できる限り削減すること。
- 学校給食民間委託事業者と災害協定を締結し、災害時の炊き出し、食料配布、衛生指導などの協力体制を作ること。
- 給食室改修工事中の代替給食については、保護者負担の食材費の金額内だけでなく、柏市負担の施設費、人件費、光熱費など考慮した金額内で、通常の給食に近い量、栄養価のあるものを用意すること。
- 越谷市などの先進市を参考にし、給食センターを活用した長期休暇中のこどもルームへの給食提供を検討すること。
- 文科省が誤食死亡事故の再発防止のために作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」に沿って、柏市の「学

校給食における食物アレルギー対応の指針」と、各学校の対応を見直し、食物アレルギーを持つ児童生徒が誤飲誤食を起こさない体制を作ること。

●狭山市など先進市を参考にし、専用ノートを活用するなど、食物アレルギーを持つ児童生徒が誤飲誤食を起こさない体制をつくること。

●エピペン保持者など、重篤なアレルギーを持つ児童生徒の情報は学校全体で共有し、万が一の事態に迅速に対応できる体制をつくること。

●運動誘発アナフィラキシーなど、本人や家族が自覚しないまま発症するアレルギーもあるため、全職員がアレルギーに関してある程度の知識を共有しておくこと。

## 学校教育における人権擁護

●校則や生活の決まりなどは、毎年生徒たち自身で見直し、改正が行えるよう、明文化して配布し全校がホームページで公開すること。

●校則や生活の決まりなどは、毎年生徒たち自身で見直し、改正が行えるよう、全校に校則検討委員会を置くこと。

●義務教育中の公立中学校で制服と認識されているものは「標準服」であり、私服通学をする権利が子どもたちにはあること、カミングアウトなくても戸籍上の性別と違う制服を着る権利があることなどを、全校の校則・生活の決まりなどに明記すること。

貧困問題や性の多様性から、制服の廃止についても毎年各校の校則検討委員会で協議すること。

●黒髪強要、男女別に髪形や服装を指定する校則や生活の決まりなどは、性的少数者や外国にルーツのある子どもを傷つける恐れがあり、性差別・人種差別の人権侵害として全校で廃止すること。

●防寒具や水筒、日焼け止めなどの使用を制限する校則や生活の決まりなどは、生徒の命や健康を害する恐れがあり、全校で廃止すること。

●下着の色指定など人権侵害に繋がる決まりが、明文化されないまま強要されている場合があるので、中学高校はもちろん、小学校でも禁止を周知すること。

●1/2 成人式を始め各種学校行事や、作文等の課題の中で、家庭のプライバシーに干渉する取り組みが行われないよう、常に見直し指導を徹底すること。

●性の多様性の理解のための研修は、小中高等学校で、臨時講師を含めたすべての教職員が必ず受けること。

特に子どもからの相談を受ける養護教諭、スクールカウンセラーへの研修は必須とすること。

●当事者支援団体などと連携して、児童生徒から性の多様性に関する相談を受けた場合の対応指針を作成すること。また、教職員だけでなく、当事者やその家族も閲覧できるようにすること。

●低年齢での妊娠・中絶・性感染症が増えている現状から、保健師、助産師などの専門家による、身体と人格を尊重し合う正

しい性教育と、性感染症防止に向けて具体的な指導を、それぞれの年齢に合わせて全校で行うこと。

- 小学校の間に必ず1回は、人権教育プログラム(子どもへの暴力防止プログラム CAP など)を受けることができるよう全校に働き掛け、財政支援を行うこと。
- 中学校の間に必ず1回は、人権教育プログラム(デートDV防止プログラムなど)を受けることができるよう、全校に働きかけ、財政支援を行うこと。
- 性については、身近な大人に相談できずに思い悩む子どもがいるため、よりよいホットラインや思春期電話相談、デートDV110番、妊娠SOSなど、適切な相談窓口の周知をすること。
- 性については、身近な大人に相談できずに思い悩む子どもがいるため、保健所でエイズ(HIV)検査、性感染症検査を、無料、匿名で受けられることを全中学校・高校で啓発すること。
- 入学後、教材費などと一緒にPTA会費が自動的に引き落とされる仕組みになっている、いわゆる「PTA強制加入」状態の市立校がないか調査し、あれば指導すること。
- PTAが任意のボランティア団体であるが、強制的な役員の割り当てや、役員をできない理由を挙げさせられるなどのプライバシー侵害などが見受けられる。望ましい運営方法を示した学校向けの手引きを作るなど、PTA改革が進むよう、支援をすること。

## 健やかに過ごせる学校づくり

- 全校で置き勉禁止指導を是正し、子どもたちの荷物の軽減に努めること。
- 学校では、化学物質過敏症を誘発する化学香料を使用した芳香剤などを使用しないこと。
- 学校では、刺激の強い抗菌剤を含む手洗い洗剤を使用しないこと。
- 学校では、PRTR法で規定される指定化学物質(特に第一種指定化学物質)を含む洗剤等を使用しないこと。
- 今後、化学物質過敏症の児童生徒が在学する可能性を鑑み、事前に対応策を検討すること。
- 感染症対策のために学校施設の温度と湿度の把握を行い、エアコンではなくストーブを使用することも含めて、冬季の乾燥対策を検討すること。
- 心電図検査は対象学年を増やし、検査結果を無期限で保管すること。
- 甲状腺超音波検査の実施については、学校メーリングリストの活用により、周知に積極的に努めること。
- 学校施設における放射線検査で見つかった高線量箇所や、除染土の埋設場所について、注意喚起の表示をすること。  
また、校内の放射線検査結果は、学校だよりなどで保護者と児童生徒に知らせること。



- 国のガイドラインに合わせて部活動ガイドラインを見直し、活動時間の総量規制を行うこと。

## 選挙・主権者教育

- 期日前投票所の設置を拡充すること。
- 選挙公報は新聞折り込みではなく、全戸配布にすること。
- 市内高校、大学に協力を呼び掛け、期日前投票所の設置や選挙公報配布など、若年層への啓発を進めること。
- 若年層への選挙啓発を広げるため、担当職員に情報研修を行うなど SNS の広報方法を見直すこと。（特に期日前投票の周知、投票状況、開票結果など市民にとって最低限必要な情報は、公式 Facebook や公式 Twitter で確実に発信すること。）
- 選挙運動費用の公費負担の上限額について、市場価格を調査し、上限金額を下げることを検討すること。また、豊橋市のようにポスター作製に関する費用明細書の添付を求めるなど、より厳格な管理を行うこと。
- 若年層への主権者教育として、全中学校と市立柏高校で実際の選挙公報を使った模擬投票を行うこと。
- 若年層へ主権者教育として、市議会の傍聴を学校教育に積極的に取り入れること。
- 保護者と一緒に投票所に行った経験のある子どもは、選挙に参加する大人に成長する確率が高いことがわかっている。（総務省資料より）  
先進自治体に学び、保護者と共に投票所に来る子どもを増やすための事業の実施を検討すること。